

カンボジア

目次	概要	・・・ 1
	特許制度	
	意匠制度	
	商標制度	・・・ 2
	模倣品対策	・・・ 4

概 要

2004年12月

(2008年12月改訂)

加入条約 パリ条約、WIPO,アメリカ及びタイとのそれぞれ2国間協定、
PCT、WTO は加盟準備中
公用語 英語、フランス語、母国語（クメール語）
所管官庁 Intellectual Property Division (IPD) of the Ministry of Commerce
住所 20 A-B, Norodom Blvd, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia
TEL 855-16-830-323 FAX: 855-23-426-396

代理人の資格

- (1) 代理人に必要な資格
Attorney at Lawの資格、又はthe relevant IP registrar（代理人組合？）の認可。
- (2) 資格の取得の要件
 - (a) 特許事務所での登録
 - (b) IP分野における業務経験は不要。
- (3) 外内案件を代理するために特別な資格は必要ない。
- (4) 代理人事務所の業務例：
出願（特許、実用新案、意匠及び商標）
実施契約に関するコンサルティング
- (5) 利益相反行為に関する法律で規定された制限がある。
- (6) 国内の代理人協会は存在しない。

特 許

1. 一般

(1) 保護態様

特許、実用新案 (Utility model certificates)

(2) 保護対象 発明の定義 技術分野における特別な課題の実際の解決を可能にする発明者の思想

物質、コンピュータプログラムは特許可能だが、人体の治療方法、ビジネス方法は特許の対象ではない。

不特許対象

発見、科学的理論、数学的方法、単なる精神的な活動又はゲームの方法、人間や動物の治療方法又は診察方法、医薬品 (2016年1月1日まで)、植物又は動物 (人工微生物以外)、及び動植物育成のための生物学的プロセス、植物品種

(3) 特許要件

- ・産業上利用可能性 判断基準は特にない。
- ・新規性 内外国刊行物記載、内外国公知公用
- ・進歩性 進歩性に関する判断基準はある。
- ・発明の単一性 発明の単一性に関する判断基準はある。複数の発明が結合して1つの発明概念をなすことが要件となる。

(4) 特有な手続

- ・外国語出願は不可能。
- ・仮出願や国内優先出願制度はない。
- ・出願変更 特許出願と実用新案出願相互の出願変更は可能。
- ・実体審査請求制度がある。
- ・出願公開制度がある。
- ・特許期間の延長制度はない。
- ・新規性喪失の例外 1年のグレースピリオドがある。出願後1月以内に特許庁へ通知する。
- ・包括委任状制度はない。
- ・期限徒過の救済規定はない。

2. 必要書類、情報

(1) 出願人 発明者又は譲受人／雇用者

(2) 必要書類、情報

出願時

- ・発明者・出願人の氏名・名称、住所、国籍

- ・明細書、クレーム、必要な図面（写真は認められない）、要約、発明の名称
- ・出願料
- ・ 出願後提出可能な書類
 - 優先権書類（出願後 3 月）
 - 譲渡証書（出願後 3 月）
 - 委任状（出願後 2 月）、
- ・ファクシミリで提出を認められる書類はない。
- ・公証等を要する書類は委任状、譲渡証。
- ・出願言語 クメール語
- ・多数項従属クレームは認められる。

3. 審査手続

- (1) オフィスアクションの種類

形式要件、特許性に関するオフィスアクションが出される。
- (2) 補正

登録前はいつでもできる。
- (3) オフィスアクションへの応答期間はオフィスアクションの日から 2 ヶ月。
登録の決定 (the decision of the registrar) により応答期間の延長が可能。
 遠隔地の者に対しては追加期間がある。
- (4) インタビュー

インタビューの請求が認められることが必要。
- (5) 早期審査請求制度はない。
- (6) 分割出願

拒絶の決定又は特許査定前に可能。
- (7) 不服申立て

拒絶査定に対しては 3 ヶ月以内に管轄裁判所に不服申立て可能。

4. 登録

- ・出願から特許まで 3 から 5 年を要する。
- ・特許料納付は特許発行前に行う。
 納付期間の延長制度がある。
- ・年金は出願日から 1 年後までに支払う。
- ・保護期間は出願日から 20 年

5. その他

- (1) 出願から登録までに約 700 US ドルかかる（10 クレーム以下の場合。年金除く）。
 10 クレーム以上は 1 クレームあたり 5 US ドル追加。
- (2) 登録名義人の変更

名義変更の証明書の謄本を提出する。

意 匠

2004年12月
(2008年12月改訂)

I. 一般

適用法令 特許法、実用新案法、意匠法
所管官庁 商工省 (Ministry of Commerce)
加入条約 パリ条約

II. 出願手続

1. 出願人となり得る者

発明者、譲受人

2. 必要な書類

(1) 出願時の必要な情報

・ 出願人の氏名、住所、国籍

(2) 認証の要否

・ 代理権の認証が必要

(3) 要求される図面の種類

・ 正面図、背面図、両側面図、上面図、底面図、斜視図

(4) 写真提出は可能

・ 背景が白色であることが必要。

(5) 見本を提出することの可否

・ 図面の代用としての見本提出は不可。

(6) 意匠の説明が必要

3. 一意匠

(1) 一意匠一出願の要件はない。

・ バリエーションの意匠も一出願に含められる。ただし、バリエーションの意匠は保護されない。

(2) 組物の出願が可能

4. 新規性喪失の例外

(1) 新規性喪失の例外の規定がある。

・ 12ヶ月以内に出願することが必要。

・ 自己の行為に起因する公知又は第三者による意に反する公知であることが必要。

Ⅲ. 審査手続

1. 審査内容

- (1) 実態審査を行う。
 - ・新規性を審査する。
- (2) 審査請求制度は無い
- (3) 補正は登録されるまで可能

2. 拒絶の対応

- (1) 拒絶対応期限はオフィスアクションから2ヶ月。
- (2) 最終拒絶に対しては、3月以内に管轄裁判所に提訴が可能。

Ⅳ. 登録

- (1) 出願から登録までに平均期間は2～3年。
- (2) 存続期間は5年。
 - ・更新申請により5年ずつ延長となる(2回まで)。
- (3) 登録公報が発行される
- (4) 秘密意匠制度がある。
 - ・出願日から12ヶ月以内に申請する必要がある。

Ⅴ. 権利範囲

- (1) 類似意匠まで専用権が及ぶ。
- (2) 権利範囲は特許庁に請求することにより判断してもらえる。

Ⅵ. その他

- (1) インターネットによりアクセス可能な登録意匠のデータベースはない。

商 標

2004年12月

(2008年改訂)

1. 一般

適用法令 商標、トレードネーム、不正競争に関する法律
所管官庁 商工省(Ministry of Commerce)
加入条約 パリ条約

(1) 使用

- ・登録主義、先願主義を採用。
- ・出願時には使用供述書は不要だが、使用の意思は要する。

(2) 商品分類

- ・ 国際分類を採用。(商品 3 4 分類、役務 1 1 分類)
- ・ 国内分類表はない。
- ・ 商品／役務の類似について審査基準は特にない。
- ・ 多区分出願を認めない。
- ・ 小売業はサービスとして指定できる。

(3) 商標

- ・ 立体商標は登録可能。
- ・ 音、匂いとも登録できない。
- ・ 団体商標は登録可能。
- ・ 証明商標は登録できない。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

①願書 ・ 出願人の氏名、名称、住所

- ・ 商標見本 1 5 通 標準文字制度あり
- ・ 商品区分及び商品・役務の表示 (商品の包括表示も可)
- ・ 優先権主張

②委任状(公証要する)

③優先権書類 (出願と同時に提出する)

(2) 外国語出願は認める。

(3) オンライン出願制度はない。

3. 審査

(1) 審査内容

- ・ 方式審査、実体審査を行う。

実体審査では絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行う。

(2) 補正

- ・ 商品／役務の補正 自発的に可能。
- ・ 商標の補正は原則的にはできない。

(3) 拒絶理由対応

拒絶理由に対しては 6 5 日以内に対応。

- ・ コンセント制度がある。
- ・ ディスクレーマー制度がある。

(4) 拒絶査定対応

拒絶査定に対しては 9 0 日以内に商工省知的財産部に不服申し立てできる。

(6) 公報掲載と異議申立

拒絶理由がないと公報掲載。

公報掲載後 90 日間は第三者の異議申立が可能。

4. 登録

(1) 存続期間は出願日から 10 年だが更新可能。

(2) 更新出願

登録証と共に提出すると新出願と同様な審査が行われる。

5. 権利範囲

同一又は類似の商品／役務について同一又は類似の商標に権利が及ぶ。

6. その他

(1) 不使用取消審判制度 登録後 5 年間の継続的不使用に対しては取消審判請求可能。

権利者は使用供述書と使用の証拠を提出して対応する。

(2) ライセンス設定は登録を要する。

(3) 登録商標、出願商標のデータベースは英語で公開されている。

(4) 今後の改正予定はない。

模倣品対策

I. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

(1) 関連法律

商標・商号に関する法律、不正競争の法令

(2) 税関での差止対象となる輸出入商品の種類

登録された権利者の申請があれば、税関は申請者が所有する登録商標を有する模倣品の輸出または輸入を禁止することができる。

(3) 通関保留手続の概要

登録された権利所有者が書面により税関に申請しなければならない。申請書は関係書類を伴わなければならない。税関は10就業日以内に決定しなければならない。

(4) 必要な書類

差し押さへの申請書は以下のものを伴わなければならない。

(a) 商標登録証明書のコピー

(b) 申請の根拠の主張、および特にそのような商標を付した商品が模倣品であることを示す明白な証拠

(c) 商標が使用されている商品の完全な説明。適切であれば（または要求されれば）本物の製品のサンプルを伴う。

(d) 申請者または代表者の氏名もしくは名称、および住所

(e) 経済省（Ministry of Economy and Finance）の決定に従う所定の手数料

(5) 問合せ先

商品が通過した所管の税関または当局

II. 模倣に対する刑事的救済

(1) 刑事罰の種類および内容

100万－1000万リエルの罰金および／または1－5年の禁固

(2) 刑事罰を課するための要件

他企業（人）の標章であると公衆が信じるように誤解させる目的での、そのような他企業（人）によりカンボジアにおいて登録された標章の模造

(3) 刑事訴訟手続の概要

(a) 告訴権者

登録商標の権利者または代表者

(b) 告訴期間

告訴人は、侵害に対する手続を開始するために、税関によりとられる暫定的手段の通知の日から20日が与えられる。

(c) 告訴状の書き方および委任状

様式なし

(5) 問合せ先

所管の税関

I I I . 民事訴訟

上記の場合、商標侵害は犯罪と考えられ、裁判所は刑事と民事とを区別しない。裁判所は1つの事件として刑事と民事の両方について決定する。

I V . 仮処分

(1) 仮処分の要件

申請者の請求があれば、裁判所は侵害を回避するため、または申したられた侵害に関する証拠を失わないようにするため、迅速かつ効力のある手段を命じる。

(2) 仮処分の審理

- ・申請者の証拠および被告を保護するための所要の担保を伴う申請
- ・暫定的手段が与えられる場合、被告に通知されなければならない、これは上訴(appeal)の対象となる。

- ・裁判所により暫定的手段が拒否された場合、裁判所は申請者に対し、被告への適当な賠償金の支払いを命じる。

(3) 問合せ先

裁判所

V . 仮差押

(1) 仮差押の要件

裁判所の命令

(2) 仮差押の審理

商標、商号に関する法律および不正競争の法令は差し押さえに対する手続を規定していない。しかし、裁判所の命令の適用を担当する管轄権を有する当局は、刑事訴訟の基準(the Code of Penal Procedure)により規定される裁判所命令の実行における手続を使用することができる。

(3) 問合せ先

裁判所

V I . 証拠保全

(1) 手続の概要

申請者の請求があれば、裁判所は最終決定(the final decision)まで証拠の保存を命

じることができる。

(2) 問合せ先

裁判所

V I I . 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

(1) 上訴の要件

被告は、判決に同意しない場合、上訴することができる。

(2) 上訴裁判所の連絡先および所在地

上訴裁判所

情報提供協力者

- 氏名 : Kong Chhung
事務所 : DFDL/Mekong Law Group
住 所 : 45 Suramarit Boulevard, P. O. Box No.7 Phnom Penh, Cambodia
電 話 : 855-23-210-400
F A X : 855-23-428-227
E-mail : kchhung@dfdl.com.kh
ウェブサイト : <http://www.dfdl.com.kh>

- 事務所 : KCP (Cambodia) Ltd. Hong Kong Center
住 所 : No.108-112, Preah Sothearos Blvd, Ground Floor Phnom Penh
Cambodia
電 話 : 855-23-998-393
F A X : 855-23-998-393
E-mail : info@kcpartnership.com
ウェブサイト : www.kcpartnership.com

商 標

2004年12月

1. 一般

適用法令 商標、トレードネーム、不正競争に関する法律

所管官庁 商工省(Ministry of Commerce)

加入条約 パリ条約

(1) 使用

- ・登録主義、先願主義を採用。
- ・出願時には使用供述書は不要だが、使用の意思は要する。

(2) 商品分類

- ・国際分類を採用。(商品34分類、役務11分類)
- ・国内分類表はない。
- ・商品／役務の類似について審査基準は特にない。
- ・多区分出願を認める。
- ・小売業はサービスとして指定できない。

(3) 商標

- ・立体商標は登録可能。
- ・音、匂いとも登録できない。
- ・団体商標は登録可能。
- ・証明商標は登録できない。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

- ①願書 ・出願人の氏名、名称、住所
 - ・商標見本 15通 標準文字制度あり
 - ・商品区分及び商品・役務の表示(商品の包括表示も可)
 - ・優先権主張

②委任状(公証要する)

③優先権書類(出願と同時に提出する)

(2) 外国語出願は認める。

(3) オンライン出願制度はない。

3. 審査

(1) 審査内容

- ・方式審査、実体審査を行う。
- 実体審査では絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行う。

(2) 補正

- ・商品／役務の補正 自発的に可能。
- ・商標の補正は原則的にはできない。

(3) 拒絶理由対応

拒絶理由に対しては45日以内に対応。

- ・コンセンスト制度がある。
- ・ディスクレーマー制度がある。

(4) 拒絶査定対応

拒絶査定に対しては90日以内に商工省知的財産部に不服申し立てできる。

(6) 公報掲載と異議申立

拒絶理由がないと公報掲載。

公報掲載後90日間は第三者の異議申立が可能。

4. 登録

(1) 存続期間は出願日から10年だが更新可能。

(2) 更新出願

登録証と共に提出すると新出願と同様な審査が行われる。

5. 権利範囲

同一又は類似の商品／役務について同一又は類似の商標に権利が及ぶ。

6. その他

(1) 不使用取消審判制度 登録後5年間の継続的不使用に対しては取消審判請求可能。

権利者は使用供述書と使用の証拠を提出して対応する。

(2) ライセンス設定は登録を要する。

(3) 登録商標、出願商標のデータベースは英語で公開されている。

(4) 今後の改正予定はない。

模倣品対策

I. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

(1) 関連法律

商標・商号に関する法律、不正競争の法令

(2) 税関での差止対象となる輸出入商品の種類

登録された権利者の申請があれば、税関は申請者が所有する登録商標を有する模倣品の輸出または輸入を禁止することができる。

(3) 通関保留手続の概要

登録された権利所有者が書面により税関に申請しなければならない。申請書は関係書類を伴わなければならない。税関は10就業日以内に決定しなければならない。

(4) 必要な書類

差し押さへの申請書は以下のものを伴わなければならない。

(a) 商標登録証明書のコピー

(b) 申請の根拠の主張、および特にそのような商標を付した商品が模倣品であることを示す明白な証拠

(c) 商標が使用されている商品の完全な説明。適切であれば（または要求されれば）本物の製品のサンプルを伴う。

(d) 申請者または代表者の氏名もしくは名称、および住所

(e) 経済省（Ministry of Economy and Finance）の決定に従う所定の手数料

(5) 問合せ先

商品が通過した所管の税関または当局

II. 模倣に対する刑事的救済

(1) 刑事罰の種類および内容

100万－1000万リエルの罰金および／または1－5年の禁固

(2) 刑事罰を課するための要件

他企業（人）の標章であると公衆が信じるように誤解させる目的での、そのような他企業（人）によりカンボジアにおいて登録された標章の模造

(3) 刑事訴訟手続の概要

(a) 告訴権者

登録商標の権利者または代表者

(b) 告訴期間

告訴人は、侵害に対する手続を開始するために、税関によりとられる暫定的手段の通知の日から20日が与えられる。

(c) 告訴状の書き方および委任状

様式なし

(5) 問合せ先

所管の税関

I I I . 民事訴訟

上記の場合、商標侵害は犯罪と考えられ、裁判所は刑事と民事とを区別しない。裁判所は1つの事件として刑事と民事の両方について決定する。

I V . 仮処分

(1) 仮処分の要件

申請者の請求があれば、裁判所は侵害を回避するため、または申したられた侵害に関する証拠を失わないようにするため、迅速かつ効力のある手段を命じる。

(2) 仮処分の審理

- ・申請者の証拠および被告を保護するための所要の担保を伴う申請
- ・暫定的手段が与えられる場合、被告に通知されなければならない、これは上訴(appeal)の対象となる。
- ・裁判所により暫定的手段が拒否された場合、裁判所は申請者に対し、被告への適当な賠償金の支払いを命じる。

(3) 問合せ先

裁判所

V . 仮差押

(1) 仮差押の要件

裁判所の命令

(2) 仮差押の審理

商標、商号に関する法律および不正競争の法令は差し押さえに対する手続を規定していない。しかし、裁判所の命令の適用を担当する管轄権を有する当局は、刑事訴訟の基準(the Code of Penal Procedure)により規定される裁判所命令の実行における手続を使用することができる。

(3) 問合せ先

裁判所

V I . 証拠保全

(1) 手続の概要

申請者の請求があれば、裁判所は最終決定(the final decision)まで証拠の保存を命

じることができる。

(2) 問合せ先

裁判所

V I I . 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

(1) 上訴の要件

被告は、判決に同意しない場合、上訴することができる。

(2) 上訴裁判所の連絡先および所在地

上訴裁判所

情報提供協力者

- ・ 氏名 : Kong Chhung
事務所 : DFDL/Mekong Law Group
住 所 : 45 Suramarit Boulevard, P. O. Box No.7 Phnom Penh, Cambodia
電 話 : 855-23-210-400
F A X : 855-23-428-227
E-mail : kchhung@dfdl.com.kh
ウェブサイト : <http://www.dfdl.com.kh>